

「(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画」
横浜市環境影響評価条例に基づく都市計画特例について

1 概要

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画に定める公園は、都市計画法第 11 条に基づき、都市施設として都市計画に定められる予定になっています。

横浜市環境影響評価条例の対象事業が都市施設として、都市計画に定められる場合、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価手続と都市計画手続の調整を図るための特例が適用されます。本特例の適用により、都市計画決定権者が事業者に代わり環境影響評価手続（配慮書作成から評価書の提出まで）を行うこととなります。

2 都市計画特例の意義

環境影響評価と都市計画の手続については、環境影響評価の審査の結果が都市計画の内容に反映されることを確保する一方、都市計画法の手続においても環境への配慮が求められており、相互に密接に関連しています。また対象事業が都市計画に定められた場合、その段階で事業の諸元が決定されることから、その後に環境影響評価を実施することは、既に決定した諸元の変更を意味する場合もあり、都市計画法の領域を侵すこととなります。

このため、事業が都市計画に定められる場合の環境影響評価などの手続について、都市計画法の手続との調整を図る必要があり、特例として規定しています。

3 都市計画特例適用後の手続の実施主体

本事業では、事業者にあたる環境創造局公園緑地整備課が、都市計画決定権者に当たる建築局都市計画課と協議して、配慮書手続終了後、本事業を都市計画法に規定する都市施設として定める方針を決定しました。そのため、本事業の方法書以降の環境影響評価の手続は、都市計画特例の適用により、都市計画課が主体となって進めていきます。

【参考】

① 都市計画決定権者が手続を行う根拠

条例施行第 46 条第 1 項において、対象事業が都市計画に定める都市施設である場合には都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価の手続を行うこととされています。

横浜市環境影響評価条例

(都市計画に定められる対象事業等)

第 46 条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第 3 章から第 6 章まで及び第 39 条から第 41 条まで（第 33 条の規定による公告が行われるまでの間に第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。）の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次条及び第 48 条並びに規則で定めるところによ

り、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

2 （以下略）

② 都市計画決定権者が事業者に代わる場合の手続

都市計画決定権者が事業者に代わる際の手続は条例施行規則第 48 条に定められています。

横浜市環境影響評価条例施行規則

（事業者が行う環境影響評価との調整）

第 48 条 都市計画決定権者は、次項及び第 4 項に定める場合を除くほか、条例第 46 条第 1 項の規定により
事業者によって環境影響評価その他の手続を行うものとする。

2 条例第 18 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 25 条第 1 項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る条例第 46 条第 1 項の対象事業等（以下「対象事業等」という。）を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨の通知をした場合は、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第 3 章（第 17 条を除く。）及び第 4 章並びに条例第 24 条及び条例第 39 条から第 41 条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとする。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、既に作成している場合にあっては当該通知を受けた後直ちに、当該準備書を当該都市計画決定権者に送付しなければならない。

③ 既に行われた環境影響評価手続のみなし

環境影響評価手続の途中から都市計画決定権者が事業者によって手続を行うこととなった場合、事業者が既に行った手続は都市計画決定権者が行ったものとみなすことが、条例施行規則第 48 条第 3 項に定められています。

横浜市環境影響評価条例施行規則

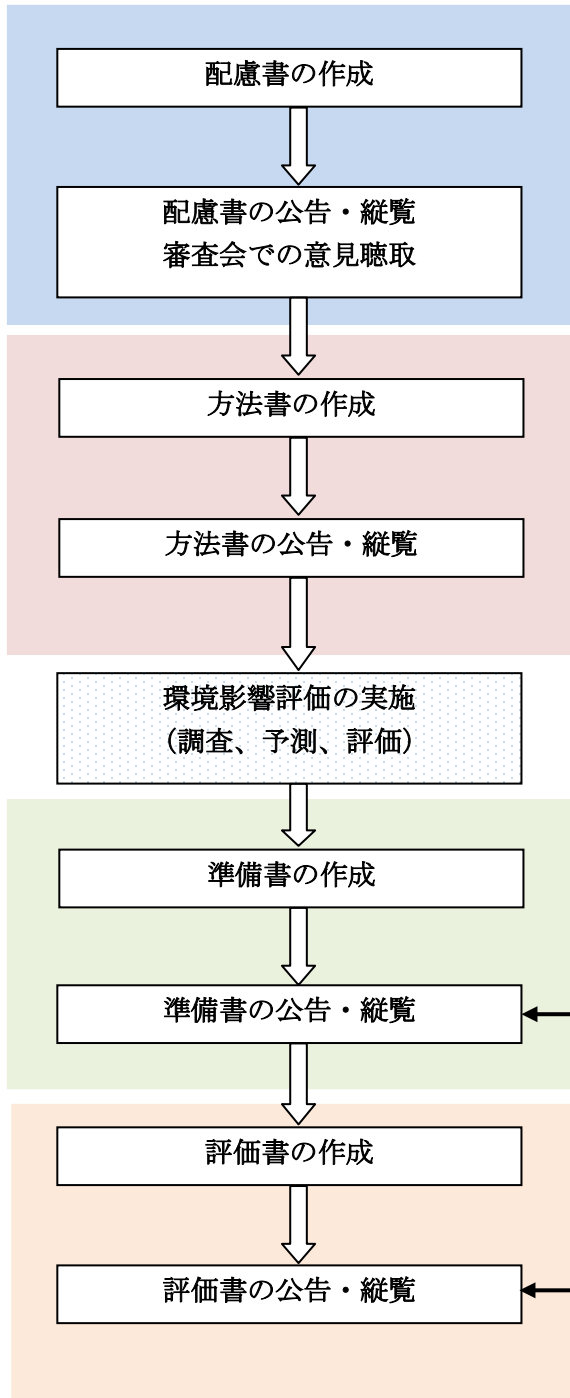
（第 2 分類事業を実施しようとする者及び事業者の行う環境影響評価との調整）

第 48 条 （略）

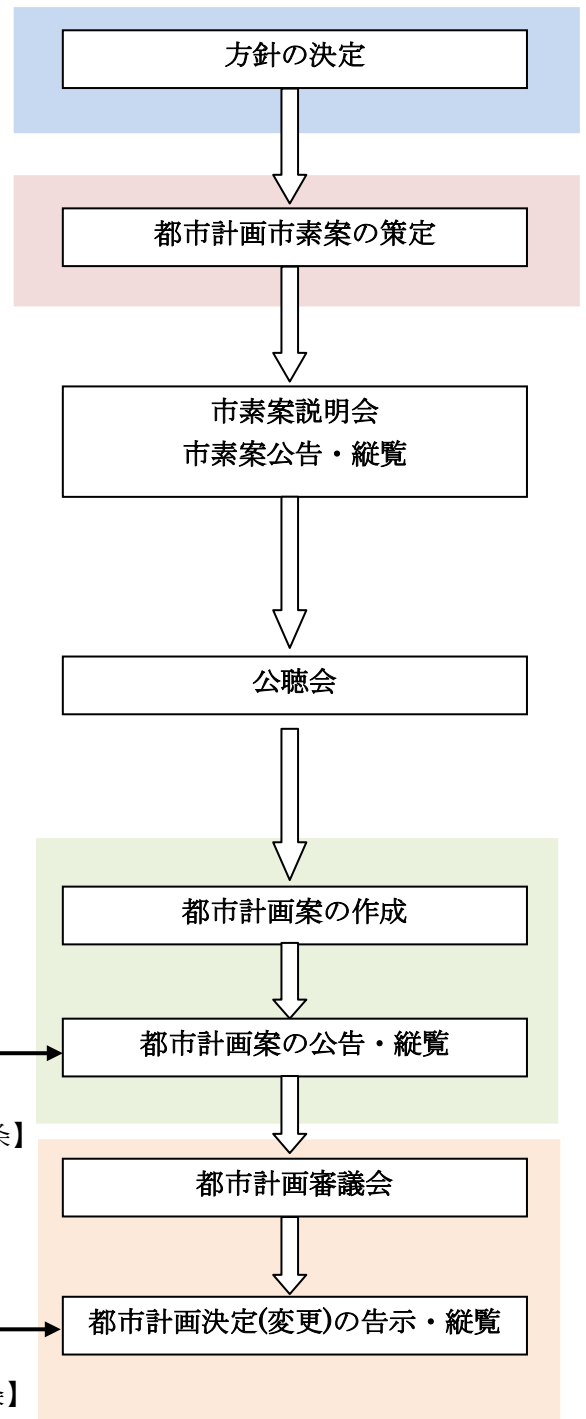
3 前項の場合において、同項の規定による送付を受けた後においては、事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなして、当該都市計画決定権者が、条例第 46 条第 1 項の規定により、事業者によって環境影響評価その他の手続を行うものとする。

●環境影響評価手続の流れ

注：都市計画決定権者が手続（配慮書～評価書）を行う。【条例第46条】



●都市計画手続の流れ



あわせる。
【条例第47条】

あわせる
【条例第47条】

補足) 方法書の提出時期：都市計画案の公告の前【施行規則別表2】